

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土都第1022号

プロポーザル方式（共同体発注）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画書の提出を招請します。

平成30年 11月 7日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度沖縄県風景づくり促進事業等支援業務
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務内容 風景づくりに係る人材育成計画（平成25年3月）（別添参照）に基づき、下記ア及びイの人材育成の実施及び運営を行う。
また、市町村の要望に応じて、景観に関する助言・指導を行うことのできるアドバイザーを派遣する。

ア 地域景観リーダー

今年度委託している「平成30年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務」対象6地区（壺屋地区、金城町地区、宇豊見城地区、浜比嘉地区、座間味地区、竹富島地区）の地域のリーダーとなりうる人材（各地区3名程度で18名以上）を対象に、景観形成に係る全体講習会（半日程度・2回以上）及び県内先進地事例視察研修（本島内で1泊2日：1回以上）を開催し、地域景観づくりの核となる人材を育成する。

表彰制度の活用や景観リーダーのネットワーク構築等、地域景観リーダーが積極的に活動を継続できる仕組みを検討・考慮し、実施することとする。

イ 景観行政コーディネーター

県内市町村の景観行政担当者を対象に下記の研修会等を実施し、景観の実務に関する知識及び技術の向上を図る。

- ・県内外講師等による景観に係る基礎研修会（2日間程度・1回以上）
- ・景観地区指定等に向けた法規制及び合意形成等に係る実践研修会（半日程度・2回以上）
- ・景観に係る県外先進地現地研修（2泊3日・1回）に係るプログラム作成、研修先との事前調整及び研修先での案内

当該研修で市町村職員が習得した景観の知識やノウハウについて、担当者が変わっても将来にわたって活用できるような仕組みを検討・考慮し、実施することとする。

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで
- (5) 契約限度額 7,650,000円以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに関する技術提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 技術士資格（「総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）」または「建設部門（都市及び地方計画）」）または博士（工学：都市計画）を有し、景観に関する人材育成業務、景観学習業務等の実績のある統括責任者を配置できるものであること。
- (7) 企業等は、当該業務の同種業務（※1）又は類似業務（※2）の実績があること。
 - ※1 同種業務：景観に関する人材育成業務、景観学習業務等
 - ※2 類似業務：景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワークショップ等の業務
- (8) 業務実施担当者は、当該業務の同種業務又は類似業務の経験を有すること。
- (9) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
 - 共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
 - イ 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)～(5)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(6)、(7)、(8)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体を構成する事業者全体で(9)の要件を満たす者であること。

3 受託者の特定に関する事項

- (1) 評価の方法
 - 算出方法は、以下のとおりとする。
 - ア 評価値の算出方法
評価値＝技術評価点
 - イ 技術評価点の算出方法
企画書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
 - (ア) 実施方針、実施フロー、工程表等
 - (イ) 業務実施体制、企業等及び業務実施担当者の類似業務等の実績
 - (ウ) 人材育成の内容
- (2) 受託者の決定方法
 - 受託者の決定は、(1)によって算出された評価値の合計の最も高い者を受託候補者とする。
 - なお、評価値の合計の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受託候補者を選定する。ただし、選定委員会で採点する点数について、提出された企画書の全てが50.0点を超えない場合は該当なしとする。

4 各種手続き等

- (1) 参加表明書の提出等
 - 参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。
 - ア 参加表明書の提出期間：平成30年 11月 7日（水）から平成30年 11月 14日（水）
 - イ 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出方法：持参又は郵送等により原本を提出する。
 - なお、提出方法にかかわらず提出期限日の提出時間までに必着とする。
 - エ 提出部数：2部
 - オ 提出場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班

(那覇市泉崎1-2-2県庁舎11階)

(2) 企画書の提出等

企画書の提出は以下のとおりとする。

ア 企画書の提出期間：平成30年 11月 7日（水）から平成30年 11月22日（木）

イ 提出時間：午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法：企画提案提出書【様式3】とともに、企画書を持参または郵送等にて提出する。

なお、提出方法にかかわらず提出期限日の提出時間までに必着とする。

エ 提出部数：7部

オ 提出場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班

(那覇市泉崎1-2-2県庁舎11階)

(3) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、決定日に変更がある場合は、企画書を提出した者に通知する。

ア 日時：平成30年 11月29日（木）（予定）

5 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項各号に掲げる事由に該当すると認めれるときには、これを全部又は一部免除する。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は企画書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定総括責任者等の確認

企画書に記載した総括責任者及び業務実施担当者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、「2. 参加資格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定統括責任者等と同等以上の者を配置しなければならない。

(5) 契約の締結

本業務は沖縄振興特別推進交付金にて実施される業務であり、企画提案の交付決定を行うに当たり内閣府による事前確認が必要である。委託契約締結は確認が済んだのちに行う。

問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班

電話番号 098-866-2408

(6) その他詳細は、参加説明書による。